

## 所有者不明土地問題への対策を求める意見書

民間有識者らで構成する所有者不明土地問題研究会は、不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地（以下、「所有者不明土地」という。）の面積が、2040年に全国で約720万ヘクタールに達する可能性があるとの推計を発表した。

この面積は、北海道本島（約780万ヘクタール）の面積の約9割に相当するものであり、所有者不明土地が及ぼす経済損失額は、2017年から2040年までの累計で約6兆円に上ると見積もられている。

一方、所有者不明土地は、東京23区や政令指定都市でも問題となっており、NHKがこれら43の自治体に行った調査によると、過去5年間に公共事業を行う際に見つかった所有者不明土地は少なくとも713か所に上り、その内公共事業の実施に影響があった自治体は7割以上となっている。

このように、所有者不明土地問題は、現在においても深刻な問題であり、適切な対策を講じなければ、本区を含め多くの自治体における、今後の施設整備や道路整備等の公共事業に、更に重大な支障を来すこととなる。しかしながら、所有者不明土地問題の対策の検討に当たっては、土地所有者の財産権・所有権との関係性から、慎重な議論が必要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、所有者不明土地問題の解決のため、慎重に検討し、有効な対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年12月14日

江東区議会議長 榎本雄一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
国土交通大臣

あて